

資料

(資料 8、10～13 中の波線部分は本委員会による。)

障害者に係る欠格条項の見直しについて

平成 11 年 8 月 9 日
障害者施策推進本部決定

1 基本的考え方

資格・免許制度又は業の許可制度において、資格・免許又は業の許可等の欠格事由として障害者を表す身体又は精神の障害を掲げている法令の規定、特定の業務への従事、公共的なサービスの利用等に当たり障害者を表す身体又は精神の障害を理由に一般と異なる制限を付している法令の規定、その他障害者を表す身体又は精神の障害を理由としてこれらの障害を有するものに一般と異なる不利益な取扱を行うことを定めた法令の規定（以下「障害者に係る欠格条項」という。）については、障害者が社会活動に参加することを不当に阻む要因とならないよう「障害者対策に関する新長期計画」（平成 5 年 3 月障害者対策推進本部決定）の推進のため、対象となるすべての制度について見直しを行い、その結果に基づき必要と認められる措置をとるものとする。

見直しに当たっては、平成 10 年 12 月、中央障害者施策推進協議会より出された「障害者に係る欠格条項の見直しについて」を踏まえ、現在の障害及び障害者に係る医学の水準、障害及び障害者の機能を補完する機器の発達等科学技術の水準、先進諸外国における制度のあり方その他の社会環境の変化を踏まえ、制度の趣旨に照らして、現在の障害者に係る欠格条項が真に必要であるか否かを再検討し、必要性の薄いものについては障害者に係る欠格条項を廃止するものとする。

上記再検討の結果、身体又は精神の障害を理由とした欠格、制限等が真に必要と認められるものについては、次項に掲げるところにより対処するものとする。

2 真に必要な欠格条項に係る具体的対処方針

欠格、制限等が真に必要と認められる制度については、次に掲げるところにより対処する。

（1） 対処の方向

① 欠格、制限等の対象の厳密な規定への改正

- ・ 現在の医学・科学技術の水準を踏まえて、対象者を厳密に規定する。
- ・ 本人の能力等（心身の機能を含む）の状況が業務遂行に適するか否かが判断されるべきものであるので、その判断基準を明確にする。

② 絶対的欠格から相対的欠格への改正

- ・ 客観的な障害程度の判断、補助者、福祉用具等の補助的な手段の活用、一定の条件の付与等により、業務遂行が可能となる場合があることも考慮されるべきであり、その対応策として絶対的欠格事由を定めているものは相対的欠格事由に改めることを原則とする。

- ③ 障害者を表す規定から障害者を特定しない規定への改正
 - ・ 欠格事由として「障害者」「〇〇障害を有する者」等という規定から、
 - ア 「心身の故障のため業務に支障があると認められる者」等の規定への改正。
 - イ 視覚、聴覚、言語機能、運動機能、精神機能等身体又は精神の機能に着目した規定への改正。（機能の程度について、点字、拡大器、手話等の機能補完技術・機器の活用及び補助者の配置の可能性を考慮する。）
- ④ 資格・免許等の回復規定の明確化
 - ・ 資格・免許等を取得した後に欠格事由に該当したことをもって、資格・免許等の取消、停止等を行う規定を有する制度にあっては、当該事由が止んだ時の資格・免許等の回復に関する規定を整備する。

(2) 制度ごとの対処

別表に掲げる制度につき、下記の区分により具体的な対処の方向を検討し、その結果に基づき必要と認められる措置を行う。

- ① 個人に対して資格・免許等を付与する制度であって、障害者に係る欠格条項が真に必要な場合には、2の(1)の①、②、③及び④の内一又は複数の対処の方向
- ② 個人又は法人に対して業の許可を行う制度及び絶対的欠格事由を定めている資格・免許・業の許可以外の制度であって、障害者に係る欠格条項が真に必要な場合には、2の(1)の①、②及び③の内一又は複数の対処の方向
- ③ 前記①及び②に掲げる以外の絶対的欠格事由を定めていない制度であって、障害者に係る欠格条項が真に必要な場合には、2の(1)の①及び③の内一又は複数の対処の方向

3 見直しの促進

本方針に基づく見直しは、可及的速やかに行うものとし、遅くとも「障害者対策に関する新長期計画」の計画期間内に必要な措置を終了するものとする。

見直しの進捗状況を明らかにするため、総理府は、定期的に関係各省庁から見直しの進捗状況についての報告を求め、障害者施策推進本部に報告するとともに、一般に公表するものとする。

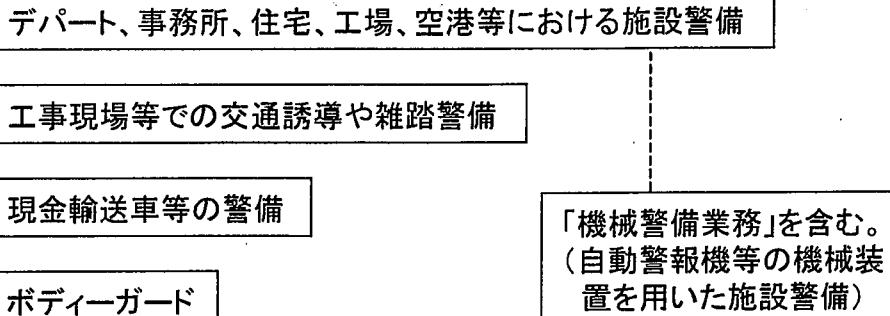
(編注) 上記欠格条項に係る制度として上記決定の（別表）として、以下の制度が掲げられている。

- ・ 警備員指導教育責任者・機械警備業務管理者
- ・ 警備業の認定
- ・ 警備員の制限
- ・ 銃砲又は刀剣類所持に係る許可
- ・ 指定射撃場の設置者及び管理者

現行警備業法の概要

(平成14年3月現在)

警備業務



(1) 警備業者の認定制

- 一定の前科を有する者、暴力団員、精神病人等や、これらの者が役員となつてゐる法人は、警備業を営んではならない(欠格要件)。
- 警備業を営もうとする者は、欠格要件に該当しないことについて、公安委員会の認定を受けなければならない。

(2) 変更等の届出

複数の県内で警備業務を行おうとする警備業者は、その県の公安委員会に届出書を提出しなければならないほか、一定の事項に変更があつたときは、それらの公安委員会の全部又は一部に届出書を提出しなければならない。

(3) 警備員の制限

一定の前科を有する者、暴力団員、精神病人、18歳未満の者等は警備員となつてはならず、警備業者はこれらの者を警備員としてはならない。

(4) 警備員指導教育責任者

- 警備業者は、警備員に対して一定水準以上の教育を行うとともに、必要な指導及び監督をしなければならず、営業所ごとに警備員指導教育責任者を選任しなければならない。
- 警備員指導教育責任者は、警備員の指導・教育に関する計画を作成し、警備員に対して指導・教育を行う。
- 警備員指導教育責任者資格者証は、公安委員会の講習の修了者等に交付されるが、一定の前科を有する者、暴力団員、精神病人、未成年者等は交付を受けられない。

(5) 機械警備業務管理者

- 機械警備業務の実施に当たって、常に迅速的確な対応措置を講ぜられるように、機械警備業者は、基地局ごとに機械警備業務管理者を選任しなければならない。
- 機械警備業務管理者は、機械装置の運用を監督し、警備員に対する指令業務を統制するなど、機械警備業務を管理する。
- 機械警備業務管理者資格者証は、公安委員会の講習の修了者等に交付されるが、一定の前科を有する者、暴力団員、精神病人、未成年者等は交付を受けられない。

資料3

現行銃砲刀剣類所持等取締法の概要

(平成14年3月現在)

1 銃砲刀剣類所持等取締法の目的

銃砲又は刀剣類の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。 (第1条)

2 銃砲刀剣類の定義

(1) 「銃砲」の定義

けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属製弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃をいう。 (第2条)

(2) 「刀剣類」の定義

刃渡り15センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなた並びにあいくち及び45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛び出しナイフをいう。 (第2条)

3 規制の概要

(1) 所持の禁止

銃砲刀剣類、けん銃部品及びけん銃実包は、一定の場合を除き、何人もこれを所持することは禁止されている。

(第3条、第3条の2、第3条の3)

(2) 銃砲又は刀剣類の所持

狩猟、産業、スポーツ等の用途に供するため銃砲又は刀剣類を所持しようとする者は、その所持について住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

(第4条)

(3) 欠格事由

十八歳に満たない者、精神病者、アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者等は銃砲刀剣類の所持の許可を受けることができない。 (第5条)